

消費者委員会に関する広報・広聴について（案）

1. 広報

(1) 目的

消費者委員会の審議状況をできる限り公開すること等により、消費者をはじめとする国民に対し広く情報提供を行い、消費者・事業者・行政機関の予見性を高め、消費者の利益の擁護及び増進を図ることを目的とする。

(2) 広報の内容

委員会の議事内容
今後の審議予定

(3) 広報の方法

ホームページへの掲載（議事録、配布資料、委員による活動報告等）
委員長等による記者会見の活用
インターネットを利用した会議映像の配信

(4) 議事の公開

会議及び議事録を公開し、傍聴を可とする。（ただし、企業秘密や個人情報等を扱うとき等特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに議事要旨を公開するものとする。）

< 論点 >

広報については、消費者庁との重複を避ける必要があり、消費者事故等に関する情報に関しては、消費者庁が一元的に情報を集約・分析・公表することから、消費者委員会の広報としては議事内容を公表することに主眼を置くことで良いか。

予算の無駄を避けるため、広報を効果的・効率的に行う必要があるが、どのような方法が考えられるか。マスメディアとの連携は可能か。

子供・高齢者・障害者向けに広報するべきものとして、どのような内容や手法が考えられるか。

2. 広聴

< 論点 >

地方自治体・消費者団体による申出について、今後検討することとしてはどうか。

一般消費者の声をどのように聞くか。メール・書面・FAXによる意見収集、「地方消費者委員会（仮称）」の開催を検討してはどうか。